

令和6年（2024年）度行政評価シート

令和 6 年 8 月 2 日

評価者	市民防災部長 永野 英樹
評価者	まちづくり計画部担当部長 林 浩一
評価者	まちづくり計画部担当部長 服部 基己
評価者	都市景観部長 古賀 久貴

○ 施策の概要

総合計画上の位置付け	分野	5-(2) 市街地整備	施策の方針	5-(2)-①市街地整備の推進
目標とする まちの姿	社会環境の変化や地域ニーズに対応したまちづくりを推進していくとともに、災害に強い安全・安心で強靱(レジリエンス)なまちづくりに取り組みます。また、深沢地域のまちづくりを牽引力とした未来志向のまちづくりを進めることにより、市域全体の魅力を高めるまちづくりを行います。			
主な取組	(1) 社会環境の変化や地域ニーズに対応したまちづくりの推進 市民が自ら行動し、主役となるまちづくりを推進するため、都市計画の提案制度などの積極的な活用や、自主的なまちづくり活動への支援により、市民等との協働による地域の個性や特色を生かした魅力あるまちづくりを進めます。 効果的に都市計画制度を活用するとともに、まちづくり関連条例の体系的な見直しを検討します。 (2) 災害に強いまちづくりの推進 近年多発する様々な自然災害への備えを強化するとともに、都市機能などの適正な立地と諸機能の連携により、災害発生後の復旧・復興力を備えた災害に強いまちづくりを推進します。 (3) スマートでコンパクトな未来志向のまちづくりの推進 先人から引き継いだ鎌倉のまち並みや歴史、文化を大切にしながら、深沢地域を戦略フィールドとし、AIやIoT、環境に配慮した最先端モビリティ、スマートエネルギーなど、日常生活に寄り添う最新テクノロジーを活用することにより、市域全体の魅力やポテンシャルを高めるまちづくりを行います。			

1. 前年度(評価対象年度)の当該施策の目標

市民防災部

- ・法令に基づき適切に住居番号の付定等の事務を行っていく。
- ・老朽化した街区表示板を更新する。

まちづくり計画部

古都中心市街地整備事業及び大船駅周辺整備事業については、大船駅及び鎌倉駅周辺の各種まちづくり計画に基づく事業を、引き続き推進する。

大船駅東口再開発事業の見直しに向け、権利者等の意向を把握するなど検討を進めるとともに、所管用地等の適切な管理を行う。

さらに、再開発によらない大船駅周辺のまちづくりについて、特にJR大船駅笠間口から松竹通り周辺についての検討を進める。

深沢地域整備事業については、鎌倉市深沢地区まちづくりガイドラインの運用にあたり、地区全体の再開発等促進区及びエリアマネジメント手法と組織の検討を行う。

深沢地域の新しいまちづくり基本計画で定める道路等の整備方針を実現するため、事業区域周辺道路の設計を行うとともに、現状の交通環境をふまえた道路整備計画を策定する。

まちづくり推進事業については、土地利用調整制度の見直しの目標を達成するため、過年度の課題の整理と条例素案の策定を行い、市民等への意見公募手続を実施するなど、条例改正に向けた取組みを進めていく。

また、引き続きまちづくり条例に基づく届出や手続による計画的な土地利用の誘導を図っていくとともに、自主まちづくり計画等の運用による、市民参画のまちづくりを推進していく。

都市計画運営事務については、都市マスタープラン、立地適正化計画の運用、都市計画決定、変更への対応、特定生産緑地の指定を行い、都市計画事務を着実に推進していく。

鎌倉市深沢地区まちづくりガイドラインの運用や交通環境整備の検討などにあわせ、的確な都市計画の決定・変更を検討する。

特定生産緑地の着実な指定を行う。

都市景観部

- ・「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」の運用により、計画的な土地利用によるまちづくりの推進を図る。
- ・「都市計画法」に基づく開発行為等の許可に係る審査における正確な法の運用と厳正な審査を行う。
- ・大規模盛土造成地調査業務(第2次スクリーニング)を実施する。また、次年度(令和6年度)に調査業務を行う大規模盛土造成地内の住民に対しては、丁寧な説明を行い、本調査を行うことの合意を得る。
- ・引き続き「建築基準法」に基づく建築確認審査の迅速化や違反建築物等への対策を実施する。また中間・完了検査についてのお知らせ文を配付する等、検査率の更なる向上に努める。

2. 投入コスト

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業費	198,077	115,847	84,930	233,881		
人件費	440,989	453,047	443,474	431,266		
総事業費	639,066	568,894	528,404	665,147	0	0

3. 施策の方針にひもづく事務事業とその評価結果

重点事業	整理番号	事業名	法定受託事務	事業費(千円)	人件費(千円)	総事業費(千円)	事業評価	貢献度	最終評価
	市民-30	住居表示事業		594	14,353	14,947	現状維持	A	現状維持
	まち-02	古都中心市街地整備事業		0	9,875	9,875	現状維持	B	現状維持
	まち-03	大船駅周辺整備事業		118	10,634	10,752	現状維持	B	現状維持
	まち-04	大船駅東口再開発事業(特別会計)		1,762	9,875	11,637	現状維持	B	現状維持
重	まち-05	深沢地域整備事業		193,000	68,965	261,965	現状維持	A	現状維持
	まち-06	まちづくり推進事業		472	58,414	58,886	現状維持	A	現状維持
	まち-07	都市計画運営事務		15,538	43,978	59,516	現状維持	A	現状維持
	都景-01	都市調整運営事業		223	49,896	50,119	現状維持	A	現状維持
	都景-06	開発審査事務		14,162	60,768	74,930	現状維持	A	現状維持
	都景-08	建築指導事務	法定	8,012	104,508	112,520	現状維持	A	現状維持

4. 評価対象年度の主な実施内容

市民防災部

- ・法令に基づき適切に住居番号の付定等の事務を行うことができた。
- ・老朽化した七里ガ浜東三丁目及び七里ガ浜東四丁目等の街区表示板を更新した。

※実施できなかった事業とその理由

なし

まちづくり計画部

大船駅及び鎌倉駅周辺の各種まちづくり計画に基づく取組については、対象区域内の開発及び建築行為に
対し、まちづくりの構想や方針に基づき、歩行空間や人だまりの確保等に関する指導を行った。また、鎌倉駅西
口周辺のまちづくりでは、西口広場の清掃活動等を通じて関係者との意見交換を図ったほか、市庁舎現在地
利活用基本構想等も踏まえながら、鎌倉駅西口周辺の課題解決に向けた検討を進めた。大船駅周辺のまちづ
くりでは、砂押川プロムナードの桜について、引き続き地元愛護会へ協力するとともに、樹木医に樹勢診断を依
頼した。

大船駅東口再開発事業の見直し等では、担当職員が研修を受講しスキルアップを図るとともに、今後の権利者
等意向調査に向けた準備を行った。また旧財務省用地の管理について隣接する横浜市と連携しながら行った
ほか、大船駅東口のサイン板を修繕し、情報を最新のものへ変更した。

再開発によらない大船駅周辺のまちづくりでは、現地調査により悪臭等の状況を把握したほか、鎌倉女子大学
の学生とともに、松竹通り周辺のまちあるきやグループワークを行い、課題や改善提案を共有した。また、各種
イベント等への支援も引き続き行っている。

深沢地域整備事業については、令和5年(2023年)10月に、「村岡・深沢地区土地区画整理事業」の施行者であ
る独立行政法人都市再生機構が、同事業の事業計画について国土交通大臣の認可を受けた。また、令和5年
(2023年)10月に、シンボル道路(橋りょう部)整備事業に係る事業計画について神奈川県が認可を取得し、令和
6年(2024年)1月に「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドラインVer.1」を確定した。

まちづくり推進事業では、土地利用調整制度の見直しについて、関係課と連携して、過年度の課題の整理と条
例素案の策定を行い、市民等への意見公募手続の実施に向けた作業を行った。また、まちづくり条例に基づ
く、土地利用調整及び土地利用誘導では、届出を受けた大規模開発事業の手続を適切に管理したほか、大規
模土地取引行為の届出に対する庁内調整と必要な助言を行った。

都市計画運営事務では、都市マスタープラン、立地適正化計画の運用、県下一斉に実施される市街化区域及
び市街化調整区域の見直し作業の実施、鎌倉海浜公園の都市計画変更、2地区における地区計画の都市計
画決定、30年が経過する生産緑地地区について、特定生産緑地の指定及び都市計画変更を行い、都市計画
事務を着実に推進した。

※実施できなかった事業とその理由

土地利用調整制度の見直しに関する条例素案の策定について、作業を進めていく中でシミュレーション等を必
要とする事項が生じ、当初の予定よりも遅延している。

都市景観部

・「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」の運用により、計画的な土地利用によるまちづ
くりの推進を図った。

・「都市計画法」に基づく開発行為等の許可に係る審査における正確な法の運用と厳正な審査を実施した。
・大規模盛土造成地調査業務(第2次スクリーニング)を実施したが、令和6年度に調査業務を行う大規模盛
土造成地内の住民から本調査を行うことの合意を得られず、令和6年度に継続して協議することとなった。

・「建築基準法」に基づく建築確認審査の迅速化や違反建築物等への対策を実施した。また中間・完了検査
についてのお知らせ文を配付する等、検査率の更なる向上に努めた。

※実施できなかった事業とその理由

なし

5. 成果指標

成果指標①		まちづくりが計画的に進められ、生活しやすい市街地が形成されているまちだと感じている市民の割合 (鎌倉市SDGs未来都市計画 指標)						出典	市民アンケート調査	
	令和2年1月	年次	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	単位	備考
初期値	25.9	目標値	26.0	26.5	27.0	27.5	28.0	28.5	%	
		実績値	未実施	35.2	36.0	33.6				
		達成率	—	132.8%	133.3%	122.2%				

6. 「施策の方針の成果指標」の達成状況等を踏まえた施策の達成状況の分析

市民防災部

・法令に基づき適切に住居番号の付定等の事務を行うことができた。

まちづくり計画部

まちづくり計画部では、施策の方針で目標とするまちの姿の実現に向けて、都市マスタープランをはじめとする各種計画や構想、方針等の立案と、これに沿った事業推進等を着実に進めていくことで、市民の暮らしやすさが向上していくと考えている。

成果指標の目標値について、令和5年度の実績値は33.6%であり、目標値の27.5%を大きく上回る結果となり、これまで施策の方針の成果指標達成に向け、様々な事業を総合的かつ計画的に推進してきたことで、目標達成につながっていると考える。

古都中心市街地整備事業や大船駅周辺整備事業では、対象区域内の開発及び建築行為に対し、まちづくりの構想や方針に基づき、歩行空間の確保等を行ったことで、少しずつではあるが着実に生活しやすい市街地形成に寄与している。

深沢地域整備事業においては、独立行政法人都市再生機構が国土交通大臣に申請を行った土地区画整理事業の事業計画について、令和5年(2023年)10月に認可を受けたこと等、達成率の向上に寄与していると考えられる。

まちづくり推進事業では、計画的な土地利用の誘導と市民参画によるまちづくりを推進することにより、良好な住環境を保全し、市民の満足度につなげることができた。

都市計画運営事務では、鎌倉海浜公園、地区計画、生産緑地地区の都市計画決定・変更を行ったほか、都市マスタープラン、立地適正化計画を運用し、計画的なまちづくりの推進に貢献している。

都市景観部

「まちづくりが計画的に進められ、生活しやすい市街地が形成されているまちだと感じている市民の割合」については、令和4年度調査に続き、令和5年度調査においても目標値を上回ったことから、これまで本市が行ってきた土地利用等に関する施策が一定の評価を得たものと認識している。

建築行政マネジメント計画を基にした建築確認審査の迅速化や違反建築物等への対策等の事業を着実に進めることで、まちづくりにおける目標とすべき姿の実現を推進することができるものと考えられる。

7. 主な実施内容と施策の達成状況の分析を踏まえた評価

※主な実施内容と目標とするまちの姿の関係(達成状況とその理由)

「施策の方針にひもづく事務事業とその評価結果」における貢献度の分析

市民防災部

法令に基づき、住居表示実施地区に新築された建物について住居番号を付定し、建物の場所をわかりやすくすることにより、住民の利便性に寄与した。

まちづくり計画部

まちづくり計画部では、都市マスタープランをはじめとする計画等に基づき、市街地整備（まちのハード整備）という中長期的に一貫継続した取組が必要な各種事業を総合的かつ着実に推進し、施策目標の実現に向けて貢献している。

特に、第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画の土地利用の基本方針の中で、深沢地域整備事業を、「鎌倉駅周辺、大船駅周辺に並ぶ第3の拠点」と位置づけ、市域全体の持続可能なまちづくりを牽引し、本市のポテンシャルを高め、「働くまち鎌倉」、「住みたい・住み続けたいまち鎌倉」の創造を目指すとともに、世界の先進モデルとなるようなまちづくりを目指す事業であるとしており、当該目標に向かって事業を進めていることにより、施策の方針達成に大きく貢献した。

また、まちづくり推進事業では、まちづくり条例に基づく、土地利用調整及び土地利用誘導を適切に行うことで、都市マスタープランの実現を目指し、社会環境の変化や地域ニーズに対応したまちづくりを推進した。

都市景観部

・引き続き、「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」の適正な運用や、「都市計画法」に基づく開発行為等の許可に係る審査等における正確な法の運用と厳正な審査を行うことで、まちづくりにおける目標とすべき姿の実現を推進することができるものとする。

・「建築基準法」に基づく建築確認審査や許認可等に関する業務を着実に行うことにより、建築物の安全が確保され、災害に強い安全・安心なまちづくりの推進に寄与すると考える。

・関係法令に基づき適正な審査を継続していくとともに、大規模盛土造成地調査業務（第2次スクリーニング）の結果を、今後のまちづくり、生活しやすい市街地の形成に役立てていく。

8. 今後の方向性

市民防災部

- ・法令に基づき適切に住居番号の付定等の事務を行っていく。
- ・老朽化した街区表示板の更新について、計画的に実施していく。

まちづくり計画部

まちづくり計画部では、都市マスタープランに基づき、鎌倉駅周辺、大船駅周辺、深沢地域の3つの都市拠点の形成・整備を図るほか、各種計画、構想、方針等に基づき、生活しやすいまちづくりに向けた事業を推進している。施策の目標実績値のさらなる向上に向けた課題としては、目に見える大きな成果が出るまでに長期間を要する事業が多いことから、事業を計画通り着実に進めていくこと、また各種事業の実施状況について周知を図っていくことがあげられる。

古都中心市街地整備事業や大船駅周辺整備事業については、各種まちづくり計画等に基づいて、開発事業者等に指導・要望を行うとともに、区域内の環境整備について、関係者と協議・検討等を行っていく。

大船駅東口再開発事業（特別会計）については、建設工事費高騰の影響を受け、引き続き事業化が困難な状況であるが、社会状況の変化を踏まえた事業の推進に向け、検討を進めていく。

深沢地域整備事業については、第4期基本計画の重点事業であり、鎌倉市全体に大きな効果をもたらすものであることから、着実に推進する。

まちづくり推進事業については、開発事業等の一連の手続等に関して、令和3年度に作成を行った「土地利用調整制度の見直し大綱」の内容などを踏まえて、条例改正の作業を進めていく。また、まちづくり条例に基づく大規模土地取引行為の届出により、早い段階での土地利用の転換を把握し、大規模開発事業の手続及びまちづくり審議会の意見を聴きながら計画的な土地利用の誘導を図るとともに、市民参画による自主まちづくり計画等の策定から運用における持続的な活動をサポートするため、各種支援策の充実を図り継続的に支援を行っていく。

都市計画運営事務については、都市マスタープラン、立地適正化計画に示した施策等を着実に推進し、目標とすべきまちの姿の実現をめざしていく。

都市景観部

・「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」の運用により、引き続き計画的な土地利用によるまちづくりの推進を図る。

・「都市計画法」に基づく開発行為等の許可に係る審査等において厳正な審査を行い、引き続き正確な法の運用と公平な許可事務に努める。

・宅地耐震化推進事業における大規模盛土造成地の地震時の安定性確認を、引き続き進めていく。

・「建築基準法」に基づく建築確認審査の迅速化や違反建築物等への対策を実施する。また中間・完了検査についてのお知らせ文を配付する等、検査率の更なる向上に努める。

9. 今年度(評価年度)の目標

市民防災部

・法令に基づき適切に住居番号の付定等の事務を行っていく。

・老朽化した街区表示板の更新について、計画的に実施していく。

まちづくり計画部

古都中心市街地整備事業及び大船駅周辺整備事業については、大船駅及び鎌倉駅周辺の各種まちづくり計画に基づく取組を、引き続き推進する。その上で、大船駅東口再開発事業については、見直しの必要性や可能性を検討するため、権利者等の意向把握に努めるとともに、所管用地等の適切な管理を行う。さらに、回遊性の向上等再開発によらない大船駅周辺のまちづくりについても、検討を進める。また、引き続き、鎌倉女子大学等と大船駅周辺のまちづくりに関する意見交換等を実施する。

深沢地域整備事業については、深沢地区において、官民連携による魅力的かつ持続可能なまちづくりの実現の検討を進める。

深沢地区全体の再開発等促進区の検討、地権者街区の地区計画の検討及び(仮称)深沢地区まちづくり条例の検討を進める。

土地区画整理事業の施行者である独立行政法人都市再生機構が令和7年度から工事を実施することに先がけ、市有地内の地中埋設物等調査及び撤去を実施する。

まちづくり推進事業については、土地利用調整制度の見直しの目標を達成するため、引き続き、過年度の課題の整理と条例素案の策定を行い、市民等への意見公募手続を実施するなど、条例改正に向けた取組を進めていく。また、引き続き、まちづくり条例に基づき計画的な土地利用の誘導を図っていくとともに、自主まちづくり計画等の運用による市民参画のまちづくりを推進していく。

都市計画運営事務については、都市マスタープラン、立地適正化計画に示した施策等を着実に推進し、目標とすべきまちの姿の実現を目指すとともに、鎌倉市深沢地区まちづくりガイドラインの運用や交通環境整備の検討等に合わせ、的確な都市計画の決定・変更を検討する。また、特定生産緑地の着実な指定を行う。

都市景観部

・「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」の運用により、計画的な土地利用によるまちづくりの推進を図る。

・通常業務の適切な執行に努めるとともに、大規模盛土造成地調査業務(第2次スクリーニング)を実施していく。

・また、次年度(令和7年度)に調査業務を行う大規模盛土造成地内の住民に対しては、丁寧な説明を行い、本調査を行うことの合意を得る。

・引き続き「建築基準法」に基づく建築確認審査の迅速化や違反建築物等への対策を実施する。また中間・完了検査についてのお知らせ文を配付する等、検査率の更なる向上に努める。